

〈資料 2〉

公園使用要領

◎ バンブーパークの使用について、次のとおり定める。

1. 公園の全部又は、一部を独占して使用する場合は、使用 7 日前までに公園利用許可申請書を提出すること。
2. 申請は原則として使用日の前月 1 日から受付可能とする。
3. 利用にあたっては立木・施設等の破損をしないこと。
4. 破損した場合は申請者の負担において復旧すること。
5. 使用終了後、ゴミ等については申請者において持ち帰ること。
6. 施設に備え付けの道具は、元の場所に返すこと。
7. 公園内での花火及びバーベキュー等の火の使用は禁止とする。
8. 公園内の駐車場以外の場所に車両を乗り入れないこと。
9. 使用時間を厳守すること。
10. 公園の利用時間は、次のとおりとする。（使用許可を受けた場合及び駐車場）
4 月 1 日～9 月 3 0 日まで 午前 9 時～午後 6 時まで
1 0 月 1 日～3 月 3 1 日まで 午前 9 時～午後 5 時まで
（キャンプ等 宿泊は禁止とする）
11. 多目的広場内での野球・ラグビーは認めない。ただし、市長の許可を得た競技会（各種大会）の使用についてはこの限りでない。
12. 競技等で使用する場合は、許可に際し次の各項目のほか、公園の管理上必要な範囲内で条件を付することがある。
 - (1) 競技会(各種大会)については、小学生以下の参加を対象とした場合のみ許可するものとする。ただし、グランドゴルフ等リクリエーション的な要素があるものはこの限りでない。
 - (2) 鋼のスパイクの使用は認めない。
 - (3) 競技範囲の外側に監視員を配置し、競技者と一般の来場者が交錯しないよう十分配慮するとともに、ボール等の処理についても適切に行うこと。
なお、一般来場者にケガ等をさせた場合は、競技主催者が全責任を負うこと。
13. 使用者は、園内の芝生を傷めることのないよう細心の注意をはらうこと。
14. 競技の際に多目的広場に設置した物（ラインも含む）については、利用者の責において現状に回復すること。

バンブーパーク多目的広場利用心得

バンブーパークは公園であるため、多目的広場を利用する場合は一般の利用者に迷惑のかからないよう配慮する必要がある。多目的広場の利用時の注意事項については次のとおり定める。

1 スポーツ競技で多目的広場を利用する場合は、競技範囲の外側にボール等が出ないように監視を行うこと。また、一般の利用者が競技範囲内に入ろうとした場合は、競技範囲内に入らないように注意喚起すること。監視を怠り、一般の利用者に怪我を負わせた場合は、競技主催者が全責任を負うものとする。

2 多目的広場を利用可能なスポーツ競技は、サッカー、ラグビー、グラウンドゴルフに限る。なおサッカー及びラグビーの利用に関しては、小学生以下の子どもが利用する場合のみ利用可能とする。

3 多目的広場の芝生について、利用時に万が一、芝を傷めた場合は、利用者の責任において原状に回復すること。なお多目的広場の芝生を保全する観点から次のことに配慮すること。

- (1) サッカーゴール等の人工物の運搬は細心の注意を払うこと。
- (2) テント設営時のペグ打ちは認めるが、撤去時にペグの抜き忘れがないように注意を払うこと。
- (3) 設置するテントの重量に制限はない。ただしテントを固定するおもりの設置やテント下へのシートの設置については、通気性の阻害による芝生の生育不良につながるため禁止とする。
- (4) 車両の進入については、搬入目的による必要最小限の進入は可能とする。ただし長時間の駐車や、多目的広場内での暴走行為については禁止とする。
- (5) ベビーカーについては進入可能とする。ただしペット用のカートについてはこの限りではない。

4 多目的広場利用時に設置したもの（ラインも含む）については、利用者の責任において、利用後に原状に回復すること。

5 多目的広場へのペットの進入は禁止とし、公園内駐車場前の法面の芝生部分についてのみ進入可能とする。

6 スポーツ競技やイベントによる多目的広場の利用時間については、バンブーパークの開園時間内に限る。

4月から9月 9：00～18：00

10月から3月 9：00～17：00

7 ごみについては利用者の責任において持ち帰ること。

8 多目的広場はドクターヘリなどの場外離着陸場に指定されており、緊急時にヘリの離発着や緊急車両が進入することがあるため、関係者の指示に従うこと。